

三原村通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 9 月

三原村通学路安全対策連絡協議会

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確認に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「三原村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確認を図っていきます。

2 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し策定しました。

- ・三原村教育委員会
- ・高知県幡多土木事務所宿毛事務所
- ・宿毛警察署
- ・三原村産業建設課
- ・三原村小中学校

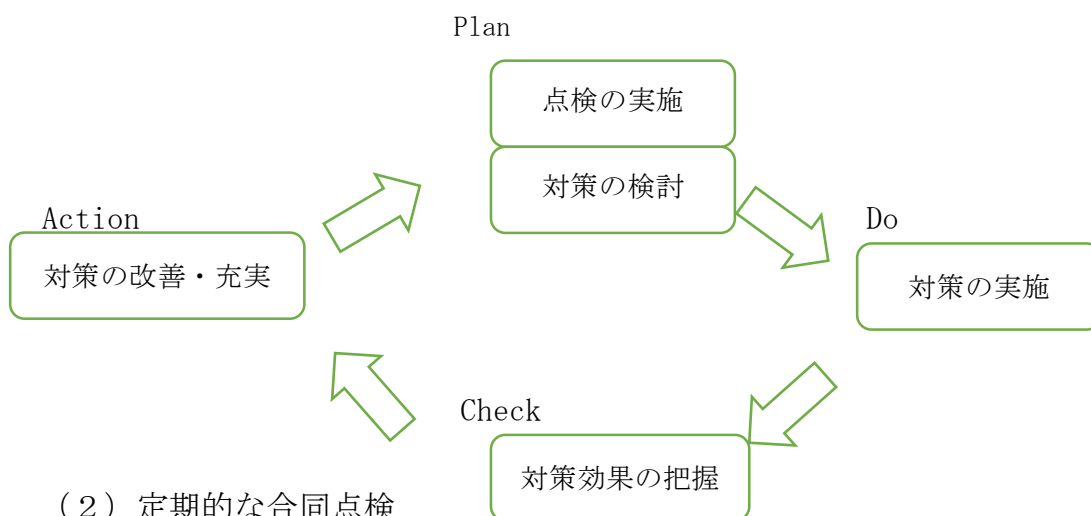
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の対策の検証も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みを P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための P D C A サイクル]



(2) 定期的な合同点検

①実施時期等

- ・村内の小中学校の通学路の安全確認のため、1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、学校の夏季休業中に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策連絡協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施します。

②点検体制

- ・学校、道路管理者、警察、三原村産業建設課、三原村教育委員会等が参加して合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所への対応について、歩道整備や防護柵の設置などのハード対策と見守りによる交通安全教育などのソフト対策を整理し、具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の具体的な実施にあたっては、関係者間で十分に連携をとり円滑に進めます。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等は、実際に期待した効果があったか確認するため、アンケート調査等を行い対策内容を検証します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、三原村ホームページや広報等を通じ村内外に公表します。

【別添資料】

別添1 : 対策箇所一覧

別添2 : 対策箇所図